



高齢者等居住改修(バリアフリー改修)住宅に係る
固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市長

住所(所在地)

()

納税義務者 氏名(名称)

電話番号

()

下記の家屋は、地方税法附則第15条の9第4項又は第5項の高齢者等居住改修住宅(バリアフリー改修住宅)に該当するため、固定資産税の減額対象である旨を、姫路市市税条例附則第11条の3第8項の規定に基づき、次のとおり申告します。

対象家屋の表示	家屋の所在	姫路市				
	家屋番号		構造		種類	
	延べ床面積		m ²	登記年月日	年 月 日	
	居住部分床面積		m ²	①バリアフリー改修費用の総額	円	
	建築年月日		年 月 日	②補助金等の額	円	
	改修完了年月日	令和 年 月 日		③差引額(①-②)	円	
居住の状況	居住者の氏名					
	居住者の住所	姫路市				
	居住者の状況 (該当を○で囲むこと)	① 65歳以上の者 ② 要介護認定又は要支援認定を受けている者 ③ 障害者(地方税法施行令第7条各号に掲げる者)				
備考	(工事完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由)					

注1 「居住者」とは、対象家屋に居住されている高齢者等の方で、地方税法施行令附則第12条第23項の規定に該当する方です。

注2 この申告書は、当該高齢者等居住改修住宅に係るバリアフリー改修が完了した日から3月以内に、裏面記載の書類を添付して資産税課に提出してください。改修が完了した日から3月を経過した後、申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

※ この申告書に記載した事項の審査のため、介護保険居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の給付、日常生活用具給付事業及び姫路市高齢者等住宅改造費助成制度の利用状況並びに居住者の状況等につき、資産税課が各業務担当課へ照会することを承諾します。

令和 年 月 日 居住者(自署)

この申告書には、以下の書類を添付したうえで提出してください。

【添付書類】

1 納税義務者の方の住民票の写し

※申請書に納税義務者のマイナンバーを記載した場合は、添付不要です。ただし、番号法に定める本人確認を実施しますので、番号確認資料と身分証明書の提出が必要です。

2 居住者の方に関する書類

「①65歳以上の者」については、住民票の写し

「65歳以上の者」とは、改修工事が完了した日の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の方です。

「②要介護認定又は要支援認定を受けている者」については、介護保険被保険者証の写し

「要介護認定又は要支援認定を受けている者」とは、介護保険法第19条に規定する要介護者及び要支援者として、市町村の認定を受けている方です。

「③障害者(地方税法施行令第7条各号に掲げる者)」については、そのことを証する書類の写し

「障害者(地方税法施行令第7条各号に掲げる者)」とは、以下のいずれかに該当する方です。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は知的障害者とされた者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (6) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (7) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている者

3 当該改修に要した費用を証する書類

- ・ 見積書、明細書等(工事内容及びその費用がわかるもの)
- ・ 改修工事が行われた箇所を撮影した写真等、施工の状況が確認できるもの
- ・ 工事費用を支払ったことが確認できる領収証等

4 補助金等の交付を受けた場合は国又は市の支給決定通知書等の写し